

規制改革推進会議（第32回） 議事概要

1．日時：平成30年5月18日（金）16:59～17:41

2．場所：4号館12階共用1208特別会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、江田麻季子、高橋滋、
野坂美穂、林いづみ、原英史、八代尚宏

（政府）梶山大臣、長坂政務官、前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長、
荒木参事官、石崎参事官、佐脇参事官、谷輪参事官、中沢参事官、
西川参事官、福田参事官

（説明者）総務省 池田地域力創造審議官
総務省自治行政局 稲原地域情報政策室長
内閣官房（IT総合戦略室） 山路参事官
個人情報保護委員会事務局 小川参事官

4．議題：

（開会）

- 1．官民データ活用の推進に関する意見について
- 2．エネルギー分野の規制改革に関する意見について

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 規制改革推進会議、第32回会合を開催いたします。

本日は飯田委員、古森委員、長谷川委員、森下委員、吉田委員が御欠席です。

本日は梶山大臣、長坂大臣政務官に御出席いただいております。ありがとうございます。

では、梶山大臣に一言御挨拶をお願いいたします。

梶山大臣 委員各位におかれましては、お忙しい中、本日も御出席いただきまして、ありがとうございます。きょうは2つの議題について御審議をいただくと聞いております。

まず、先月、取りまとめていただきました「官民データ活用の推進に関する意見」について、総務省等の関係省庁からヒアリングを行います。データ活用のルールを速やかに整備すべきという点については、皆さんも思いは同じだと思います。その上で、本日は、地方自治体等における非識別加工情報の加工・活用について、何をしなければいけないのか、また、何ができるのかについて、率直な意見交換がなされることを期待するところであります。

次に「エネルギー分野の規制改革」について、投資等ワーキング・グループで検討結果

を聴取しまして、本会議としての意見を取りまとめていただきます。電力・ガスシステム改革がより一層推進し、その成果を国民が享受できるよう、経済産業省においては、意見を踏まえた取り組みを検討いただきたいと思いますと思っております。

大臣として、改革に向けた議論が前進するように、しっかりとサポートしてまいりたいと思っております。本日もよろしく願いいたします。

大田議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方は、恐縮ながらここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 議題の1「官民データ活用の推進に関する意見について」を議論いたします。

本件は、先日当会議で意見を取りまとめました。本日は、この意見を踏まえた検討状況についてお伺いするため、総務省より池田憲治地域力創造審議官、稲原浩地域情報政策室長、また、内閣官房(IT総合戦略室)より山路栄作参事官、個人情報保護委員会事務局より小川久仁子参事官にお越しいただいております。ありがとうございます。

それでは、総務省より御説明をお願いいたします。

池田地域力創造審議官 総務省でございます。

本日は、4月24日の規制改革推進会議における「官民データ活用の推進に関する意見」につきまして、事前にいただきました質問事項を踏まえて、お手元の資料1「地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入について」をまとめ、提出させていただいておりますので、これに沿いまして、まずは御説明させていただきたいと思えます。

稲原地域情報政策室長 説明は私のほうから差し上げたいと存じます。

お手数ですが、1枚おめくりいただきまして、1ページ目をごらんいただきたいと思えます。参考資料1でお配りいただいております「議題1に関する質問事項」を踏まえまして、総務省のほうとして整理した内容の御説明を差し上げたいと存じます。

まず、1点目といたしまして、非識別加工情報の定義、加工基準等のルール of 整合性について、いただいた質問状の前半部分で何点か言及をいただいているところでございます。この点に関しまして、総務省といたしましても、非識別加工情報の仕組みの導入の目的は、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくということを踏まえまして、民間部門、国及び地方公共団体で非識別加工情報等の定義、加工の基準等のルールは同等の内容であるということが適当であると考えてございます。

このことは、地方公共団体間であっても同様だと考えてございます。

このため、総務省からは地方公共団体に対しまして、個人情報保護法等に関するガイドラインなどを提供いたしますとともに、条例改正を行う場合の改正後の条文のイメージを提供させていただいたところでございます。

この取り組みにつきましては、個人情報保護法に基づきまして定められております基本方針、参考までに別添をつけてございますけれども、これにおきまして「国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資

するよう、必要な情報提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする」とされていることなどを踏まえた対応としておるところでございます。

続きまして、2点目でございます。条例改正の取り組みに対する基本的な態度と書いてございます。頂戴いたしております「議題1に関する質問事項」の2ポツ目あたりで、多くの団体が条例改正を検討しているという状況を捉えた総務省の考え方を整理しろということで、まとめさせていただいた部分でございます。

総務省といたしましては、自主的に条例改正を行おうとする地方公共団体に対しましては、先ほど申し上げました閣議決定などを踏まえまして、必要な支援を行う必要があると考えております。

ただし、条例改正団体についての数値目標といったようなものはございませんで、総務省の調査に「今後、条例改正を予定している」と回答がありました団体が462団体ございますが、これらの団体に改正を予定しているという理由について、総務省のほうで確認をいたしましたところ、国などの非識別加工情報の実績でありますとか、民間事業者からの地方公共団体に対するニーズなどを踏まえて、今後検討を進めるというふうに回答している団体も多くあったところでございます。

なお、昨年度に取りまとめさせていただきました規制改革実施計画においても「先進的な地方公共団体における条例整備を推進する」としていたところでございます。

1枚おめくりいただきたいと存じます。質問事項の中ほど、中段ぐらいに、現行ルールの検証について言及をいただいているところでございまして、そちらについての考えを整理してございます。3ポツでございます。

非識別加工情報等の仕組みにつきましては、御案内のとおり、内閣官房等に設置された検討会の議論を踏まえまして、関係法令の改正により導入された制度でございまして、施行が昨年5月30日であったわけでございますけれども、施行からはまだ間もない状態にあると考えているところでございます。

非識別加工情報という制度の現行のルールの実効性の検証につきましては、法令の所管府省が対応すると承知をいたしておりますし、また、自治体向けのガイドライン、これは総務省のほうから出してあります技術的助言、条例改正のイメージも含めてでございますけれども、こういったものの実効性の検証については、地方公共団体における非識別加工情報の活用事例などを一定程度把握した上で対応したいと存じます。

続きまして、4ポツでございます。今後の取り組みは、どのような形で、どのような方向性で総務省として進めていくのかということについて取りまとめたものでございます。若干振り返らせていただきますと、規制改革実施計画を踏まえて、総務省において平成29年度に有識者検討会を開催させていただいております。概要については別添にさせていただいております。内容については時間の関係上割愛をさせていただきますが、有識者検討会の議論の結果、国の行政機関の非識別加工情報等の動きも踏まえながら、非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共

団体のデータにアクセスできる環境を整備すること。また、こういった環境の整備に伴います地方公共団体の負担の軽減について検討を進める必要があるとされたところでございます。具体的には、共同受託及び作成組織を検討の対象とする予定といたしてございます。

特に、後者の作成組織につきましては、地方公共団体とは別の組織であります作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行う仕組みを想定したものでございます。

お手数ですが、ページをおめくりいただきまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。こちらが総務省に設置をいたしました有識者検討会報告書の参考資料として添付させていただいているものでございまして、検討の結果の段階でございまして、作成組織のイメージをつけさせていただいたところでございます。先ほど申し上げましたように、作成組織が真ん中、グリーンで囲っているところでございます。これに対して、下側にありますデータを利活用する民間事業者から見て、この作成組織にデータを使いたいという提案をしていただくということを想定いたしましたものでございます。

その提案に基づきまして、作成組織が地方公共団体から、右側にA市と書いてございまして、個人情報について情報提供を要請し、地方公共団体はその要請に基づいて個人情報の目的外提供の可否を判断した上で提供する。その上で、作成組織において提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供するということを考えてございます。

また、このイメージにおきましては、作成組織について、一番上の に書いてございまして、一定の基準に基づき国が何らかの形で認定するといったフレームをイメージしたものと整理をさせていただいたところでございます。

恐縮ですが、2ページにお戻りいただきたいと思います。このような形でイメージさせていただいております作成組織につきましては、検討を進める予定といたしておるところでございまして、4ポツの3つ目のポツでございまして、こういった作成組織の検討を進めるに当たりましては、例えば作成の対象とする情報の範囲をどうするかといったこととございまして、作成に当たっての安全管理措置をどうするのか。または作成組織自体の事業採算性といった課題に留意して検討を進める必要があるという提言をいただいているところでございます。

なお、検討会の場におきましては、作成組織の検討に当たっても、具体的な活用事例を踏まえて作成組織等のあり方を検討すべきであって、まずは非識別加工情報の事例を把握することが重要ではないかといった御意見でありますとか、また、ビジネスとして成立するかどうかという観点から検討する必要があるといった御指摘もあり、こうした点にも留意した上で、総務省といたしましては検討を進めてまいりたいと考えてございます。

説明については、以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いします。

原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。データの活用をしようとする人にとっては、全国どこ

でも同じルールで円滑にデータをとれるということが重要です。例えば学校のデータを活用するときを考えると、この市ではデータをもらえる。隣の市に行くともらえない。さらに隣に行くと、もらえるのだけれどもちょっとルールが違うとか、こんなことになってしまったらどうしようもないわけです。

そこで、私たちの会議では1年半以上この議論をしておりますが、一貫して申し上げてきたのは、全国で整合的なルールの整備が必要だということです。今のお話ですと、これは御同意いただいたのだと思っております。そうだとすると、なぜ全国の自治体で、それぞれ条例でやりましょうという話になるのかがさっぱりわかりません。

その上で、3点お伺いしたいと思っておりますが、1つはお話の中で462の団体で条例改正を予定していますということでした。全国どこでも同じルールでデータをとれる環境はいつ実現するのでしょうか。これが1点目です。

2点目に、これが一定期間内にできるめどがないのであれば、なぜ立法措置に踏み切らないのか。これが2点目です。

3点目、参考資料2で番号創国推進協議会、これは佐賀県多久市の横尾市長が会長ですが、そこからいただいている意見書を添付してはいますが、一部の自治体の首長さんからは、むしろ立法措置でやるべきだと。自治体にとっても、こうしたことを条例で求められるのは負担であるという声があります。こうした声をどう受けとめられるのか、なぜ自治体に負担をかけ続けられるのか。

以上、3点をお伺いできればと思っております。

池田地域力創造審議官 まず、462の団体で条例制定を予定しているということに関しまして、先ほどの1ページにございましたけれども、総務省として具体的な数値目標といったものはございませんし、具体的な改正時期は明らかにされていません。多くの自治体におきましては、国などの非識別加工の実績とか民間事業者のニーズなどを踏まえて検討するとされているところでございます。

そういう状況の中で、立法措置についてのお話がありました。立法措置による解決の可能性につきましては、昨年度の有識者検討会の検討結果などを踏まえて引き続き検討するというにさせていただいております。検討会で指摘された作成組織につきましては、地方公共団体から円滑に個人情報の提供を受けることとか、作成組織の安定的な運営を確保するなどの観点から、作成組織において取り扱う情報の範囲とか、加工を行う事業者を求める要件とか、セキュリティーの要件など、こういうことについて立法措置による必要があるかどうかを検討、整理する必要があると考えております。その際には活用事例、民間事業者のニーズ、事業採算性も考慮しながら、その実効性について考えなければならない。我々としては、より具体的な論点を整理して実効性を評価するように取り組んでいきたいということでございます。

一部の自治体から立法措置をすべきだという御意見が出ているということでございますが、それにつきましては、重なるところもございまして、総務省としても引き続き

検討を進めることとしておりまして、検討の際に留意すべき事項については先ほど申し上げたとおりでございます。

仮に、非識別加工に関するルールを条例でなくて法律に定めるとした場合に、データを利用する事業者が各自治体に対して加工の提案を行い、各自治体が加工などを行うということになりますと、事業者の利便性の観点や、自治体の負担については、条例により仕組みを導入する場合と同様になると考えております。

そういうことから、先ほど申しました作成組織なども含めまして検討することを現在、考えているところでございます。

大田議長 原委員、どうぞ。

原委員 全然お答えいただけていないのですけれども、作成組織の検討は、組織面でのルールのことであって、私たちが申し上げているのは、どうやってデータを活用できるようにするのか。実体ルールについては条例で整備を進められているわけです。462の団体に既に予定されているという状態になっているわけです。これはなぜそんなことをされているのか。

それから、1年前の規制改革実施計画について補足的に申し上げれば、私たちが去年言っておりましたのは、先進的な自治体で条例整備を進める。その上で、ルールを検証する。そして立法措置につなげていく。そういう順序で物事が進んでいくのだらうと思っておりましたが、これは何一つ進まない中で、自治体で条例整備をしてくださいということだけが動いている。これがおかしいのではないですかと申し上げているのです。

稲原地域情報政策室長 原委員からございましたルールについてでございますけれども、先ほど資料で御説明させていただいた作成組織を立ち上げる際にも、当然作成組織に適用されるルールはあろうかと思っております。

それから、先ほどおっしゃられました昨年度の規制改革実施計画において、整合的なルールといったものについては、基本的には今、総務省のほうで条例の改正イメージをお示しして、条例で対応させていただいているといったルールのことかと思っておりますが、私どもといたしましては、後者の作成組織というものを、検討を続けていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、有識者検討会においても、具体的な活用の事例でありますとか、実際に作成組織として成立し得るのかどうかを検討するに当たっては、一定の地方公共団体における活用事例が検討の素材として必要になるだろうということも指摘されているところでございますので、仮に自主的に条例改正によって非識別加工情報を入れるといった地方公共団体が出てきた場合には、総務省としては支援してまいりたいと考えているところでございます。

したがって、条例によるルール整備のみ進めていくということではございません。先ほど池田地域力創造審議官のほうからも申し上げさせていただきましたけれども、条例で導入しようとするルールは、事業者の側が、各団体に提案をし、自治体がそれぞれ加工

をするという、ルールでございます。

そのルールについて、仮にこのルールだけを法律で地方公共団体に導入するといった場合には、事業者は地方公共団体にそれぞれ提案し、地方公共団体においてデータを加工するという点においては条例による場合と同じでございますので、それは事業者の利便性でありますとか自治体の負担軽減にならないだろうということで、作成組織というものを一つの方向性として掲げて検討していきたいと考えてございます。決して条例しか進めないということではなくて、負担軽減、事業者の利便性向上のためには、先ほどイメージでお示しさせていただいたような作成組織というものを一つの方向感として出させていただいたのが、この検討会のアウトプットでございますので、こちらの実効性について、先ほど申し上げたように、個別具体的な検討を進めていきたいと考えているところでございます。

大田議長 私どもが懸念しておりますのは、今、462の自治体で条例改正が予定されており、それぞれの条例の内容で不整合が生じたり、制定のタイミングのばらつきが生じたりするという事です。自治体でのルール整備は、整合的になされているのですか。

稲原地域情報政策室長 実際に条例を整備したという団体は5団体ございます。5団体においては総務省が示した条例改正のイメージを踏まえて改正をいただいておりますので、その意味においては、自治体は、民間事業者、国の行政機関と同じような形で、ルールは導入いただいているというところでございます。

今、議長から御下問がありました2点目、いつまでなのかというところなのですが、こちらについては、自治体が議会を通していくというところもございます。先ほど申し上げたように、462団体にアンケート調査をしたところ、条例改正を予定はしていますが、実際に改正するに当たっては、国の動向とか、それぞれの自治体に対する民間事業者引き合いの状況を踏まえながらタイミングを判断したいというふうに聞いてございます。

データ利活用に当たっては、様々な取り組みをしていかなければいけないというところでございますけれども、議長がおっしゃった、いつまでかというお尻を区切って、総務省としていつまでにやってくださいという技術的助言をしているわけではございませんので、改正のタイミングについて確定的なことを申し上げるのは難しい状況でございます。

以上です。

大田議長 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 行政手続法のときの事例があって、行政手続条例を自治体でつくるときには、行政手続法に準拠した形で制定していただいたのですが、部分的には独自の考え方でつくられた事例もありました。ただ、行政手続法のときは、そのような独自部分の規定もありということで、それを許容するという形で自治体に整備していただいたのです。しかしながら、今回は、全国的な観点から整備された国の法律になっています。この規定に従ってやって制定していただくことが重要で、多分、総務省もそういう御認識だと思っております。そこで、現在、自分たちで違うことをやりたいということを言っている自治体は出てきているのでしょうか。

その辺の事実関係の把握をお願いしたいと思うのです。

稲原地域情報政策室長 現在、私どもはご指摘のような自治体の状況の把握はしていません。私どもは昨年度の規制改革実施計画を踏まえて相談窓口を設置しておりますので、自治体からの照会、相談はいただいているのですけれども、基本的には非識別加工情報制度の趣旨内容に関する問い合わせがほとんどでございます。

以上でございます。

大田議長 原委員、どうぞ。

原委員 何度お答えをいただいてもすれ違いのことばかりおっしゃって、最初に私が申し上げた質問にお答えをいただけません。法律で自治体がばらばらで対応することを行ったら余り効果がないのだということをおっしゃいましたが、そんなことは言っていないで、作成組織は大変いいアイデアだと思います。私たちも、去年、こういったことを申し上げておりましたが、これはぜひやったらよろしくて、ただ、作成組織がきちんと動くための前提として、実体ルールがちゃんと全国統一で整備されないといけないのです。ここは条例があるけれどもここは条例がありませんでしたら、この作成組織は機能しないですから、それをどうするのですかという議論をしているのだと思っています。

大田議長 いかがですか。

稲原地域情報政策室長 原委員のほうからあった、作成組織をつくった暁に自治体はどうやって情報を出していくのかということと理解いたしましたけれども、現在の私どもの検討の段階で申し上げますと、こういう作成組織ができるのであれば、基本的に自治体側の条例を改正し加工の基準を入れる等の改正は必要ないと考えてございます。

基本的には、先ほどの資料で御説明申し上げましたように、自治体のほうから個人情報を作成組織に提供するということになります。個人情報については、基本的には第三者に提供してはいけないわけですが、例外がいろいろございます。地方公共団体の条例においては法令に定めがある場合という形とかがありますので、基本的にはそういう規定を念頭に置きながら、地方公共団体から、基本的には任意の規定になることが想定されますが、個人情報の提供を受けるということを想定いたしております。

したがって、繰り返し申し上げますけれども、作成組織を念頭に置いた場合に、自治体ごとに加工の基準でありますとか、加工の手段といったようなことを条例で整備する必要は、現段階ではないのではないかと。むしろないような形で制度は考えていかないといけないのではないかと考えているところでございます。

大田議長 先ほどの原委員の質問で、自治体の中から立法を求める声があるが、これに対してどう受けとめるのかということについては、まだお答えをいただけていません。

池田地域力創造審議官 一部繰り返しになってしまうかもしれませんが、自治体の中で、先ほど御紹介がありましたようなルールを法定化すべきだという意見がある一方で、検討会においては住民に対してより丁寧に説明責任を果たすために具体的な活用事例が必要ではないかという意見もあったところでございます。

自治体からの、法律で整備をすべきではないかというようなことにつきましては、ルールだけを法律で規定するということになりますと、事業者としては、各自治体に申請して、その結果を各自治体から受けるということになる。各自治体としても、非識別加工というものを行う。これはデータの利用者である民間事業者にとっては、個別の自治体に提案するというものではなくて、より簡便にそのデータにアクセスする環境の整備と、自治体にとっても負担が軽減するということが重要なことだと思ひまして、そういう意味では、作成組織なりの仕組みを検討するということが必要だというのが、その意見に対する私どもの考え方でございます。

大田議長 なかなか議論が噛み合いませんが、どうぞ。

稲原地域情報政策室長 私どもは、自治体から意見書が出たというのは、この場で見ているので、子細に把握していないのですが、今、池田地域力創造審議官が申し上げたところは、意見書の2枚目の中で、2つ目の段落で、条例改正を行っていく、また、その内容の改正の必要が出た場合には再度、条例改正をしていかないといけないということなので、こうした行政コストや時間をかけて条例改正をするということは不合理だろうと。したがって、条例でのルール整備ではなくて、法律でルール整備をしるというふうに受け取ったものでございますから、ルールだけの法制化ということについては、本来的には事業者の利便性や自治体の観点から有益ではないのではないかと考えておりまして、作成組織を検討したいということでございます。

大田議長 原委員、どうぞ。

原委員 おっしゃっていることがよくわからないのですが、ひょっとすると、作成組織ができれば条例が要らなくなるということでしょうか。全国統一のルールで、私が最初に申し上げたような、全国どこでも同じルールでデータがとれる環境になるということをおっしゃっているのかもしれない。そのようにも聞こえました。もしそうだとしたら、今、462の団体で条例をつくっているのは何なのですか。これは必要がなくなるということなのでしょうか。

稲原地域情報政策室長 今の段階でなくなるということ、断定的に申し上げることはできないのですけれども、検討会の中では、原委員がおっしゃったように、作成組織ができれば条例改正は要らなくなるのではないかというような議論もございました。他方で、例えば、全国的な利活用が必要なデータについては、こういった作成組織のほうで対応して、逆に地域のようなものについては条例のほうで対応するといった議論もあったところなので、そういった論点についても、なお検討はする必要があると考えているところでございます。

大田議長 なかなか議論が煮詰まっていけないのですが、これまでの質疑を踏まえて、大臣、何かコメントがありましたらお願いいたします。

梶山大臣 本件につきましては、意見書も出ましたし、以前から私も関心を持っているところであります。

ビッグデータの活用、また、AIの活用等でどうしても必要なことになっていくわけですし、官邸におけるさまざまな会議においても、この議題は必ず出てきているということがあります。どういう方式でやるか、余り意見はここでは言いませんけれども、今、原委員がおっしゃったように、作成組織でやっていくのであれば、そちらでどういうスケジュールでやっていくかとか、そのような決め方を総務省なりでも考えていただく必要があるのではないかという思いがいたします。

経済成長に必要なという認識は一緒だと思いますので、あとはスピードをどうしていくか。迅速にということで、もう一度、総務省の皆様におかれましては、難しい課題ではありますが、委員の皆様の指摘を受けとめた上で、規制改革実施計画の策定に向けての調整に、一層の御協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

大田議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

高橋委員 作成組織をつくれれば本当に条例が要らなくなるという法的な整理を示していただかないと、多分、平行線になってしまいます。そこは法的にしっかりした理論を立てていただきたいと思います。そういう理解でよろしいのでしょうか。

大田議長 今の発言に対して何かコメントはありますか。

池田地域力創造審議官 作成組織については検討するということにしておりまして、その際に、立法措置による可能性についても検討するというところでございますが、いろいろな、先ほど申しました観点、活用事例とか、そういったものを踏まえて検討する必要があります。そういう中で、具体的にどういった仕組みになるのか、それについての法制的な整理をどのようにするのかということは、フレームをもう少し煮詰める中で議論することになると思いますが、今、高橋先生から御指摘いただいたような視点はしっかり持ってまいりたいと思います。

大田議長 大臣からも、スピードが重要というご発言がありましたので、ぜひよろしくお願ひいたします。本件につきましては、総務省と今後の答申に向けて引き続き議論をしてまいります。大臣にもぜひともサポートをよろしくお願ひいたします。

きょうは余りに議論の中身がかみ合っていかなかったことを大変残念に思います。今後、内容を詰めていきますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

では、ここで総務省、内閣官房（IT総合戦略室）、個人情報保護委員会事務局の方、ありがとうございます。御退席をお願いいたします。

（関係省庁退室）

大田議長 それでは、議題の2「エネルギー分野の規制改革に関する意見について」をお諮りいたします。

事務局より資料2の御説明をお願いいたします。

西川参事官 それでは、資料2に基づきまして「エネルギー分野の規制改革に関する意見」について説明いたします。この意見書は、本日、午前中に開催されました第35回投資

等ワーキング・グループにおきまして、ワーキングとしてその内容を決定したところでございます。

内容は大きく分けて2つございます。まず、1ページの下のから始まる「2．電力先物市場の在り方について」です。信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい電力先物市場は、電力システム改革を実現するための重要な要素でございます。経産省の報告書では、電力先物市場を上場する主体として、東京商品取引所が想定されております。しかし、同取引所については、経営状態、海外の取引所と比較した場合の規模の小ささなども考えると、同取引所のみで市場を形成しようとするのは課題が多いと言わざるを得ない。そういう記載がございます。

そういう問題意識のもと、2ページの「したがって」以降のパラグラフでございますが、本意見書では、国は、電力先物市場の実現のために不公正取引対策の整備のほか、東京商品取引所単独での取り組みにこだわらず、実績のある海外の取引所との緊密な連携や総合取引所の創設など、上場に向けた所要の整備を行うべきであるという指摘をしております。

もう一つが、2ページの下、「3．ガス小売市場における競争促進のために」でございます。2017年4月に全面自由化が行われたガス小売市場について、利用者がその恩恵を享受できるようにするという問題意識がございまして、本意見書では7つの取り組みについて指摘しております。2ページの下「(1) 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行」、3ページの「(2) 一括受ガスによる小売間競争の促進」、(3) 支配的事業者等によるガス卸供給の義務化」、4ページの「(4) ガス託送料金の適正化」、(5) 内管保安・工事における競争環境の整備」、5ページの「(6) LNG基地の第三者利用の促進」、(7) ガス保安規制の整合化」、以上の7つでございます。

それぞれの項目の詳しい内容につきましては、意見書本文のほうをごらんいただければと思います。

簡単ですが、説明は以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。若干の補足でございますけれども、電力とガスの自由化はここ数年間、大きな規制改革の一つでございますので、その状況と成果を検証しました。一言で申し上げれば、電力は順調、ガスはまだまだということです。

電力については、残されている数少ない課題の一つがこの電力先物市場で、これは大変重要なのですが、この準備状況がどうもおかしい。何年間も赤字続きの東京商品取引所の経営の立て直しのために電力先物が使われようとしているとすれば、機能する先物市場が整備されないこととなりますので、ここを何とかしないといけないというのが1点目です。

ガスについては幾つも課題がありますが、特に大事な問題としては、標準熱量制から熱量バンド制への移行です。各国では大体熱量バンド制をとっているのですが、いわば標準

熱量制が大手の事業者以外は参入できない参入障壁になっています。2つ目の一括受ガス。電力については一括受電が認められているのですが、ガスについては認められていません。こういった幾つかの問題があり、早急に解決していきたいという意見書でございます。

大田議長 ありがとうございます。

御意見、御質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御異議がなければ、これを原案のとおり規制改革推進会議の意見書として決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

以上により、本日の議事は全て終了いたしました。事務局から何かありますか。

佐脇参事官 次回の会議日程は後日、事務局から連絡いたします。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。